

平成 30 年 5 月 9 日
地 震 火 山 部

八丈島及び青ヶ島の噴火警戒レベルの運用を開始します

5 月 30 日 14 時より、八丈島及び青ヶ島の噴火警戒レベルの運用を開始します。

東京都の八丈島及び青ヶ島では、八丈島火山防災協議会及び青ヶ島火山防災協議会における協議の結果、平成 30 年 5 月 30 日 14 時より噴火警戒レベルを運用することとなりました。気象庁では、これらの火山について噴火警戒レベルを適用した噴火警報や噴火予報等の発表を行います。

噴火警戒レベルの運用開始時点で火山活動に特段の変化がない場合は、「噴火予報（噴火警戒レベル 1、活火山であることに留意）」を発表します。

また、これらの噴火警戒レベルの判定基準とその解説についてもあわせて公表します。

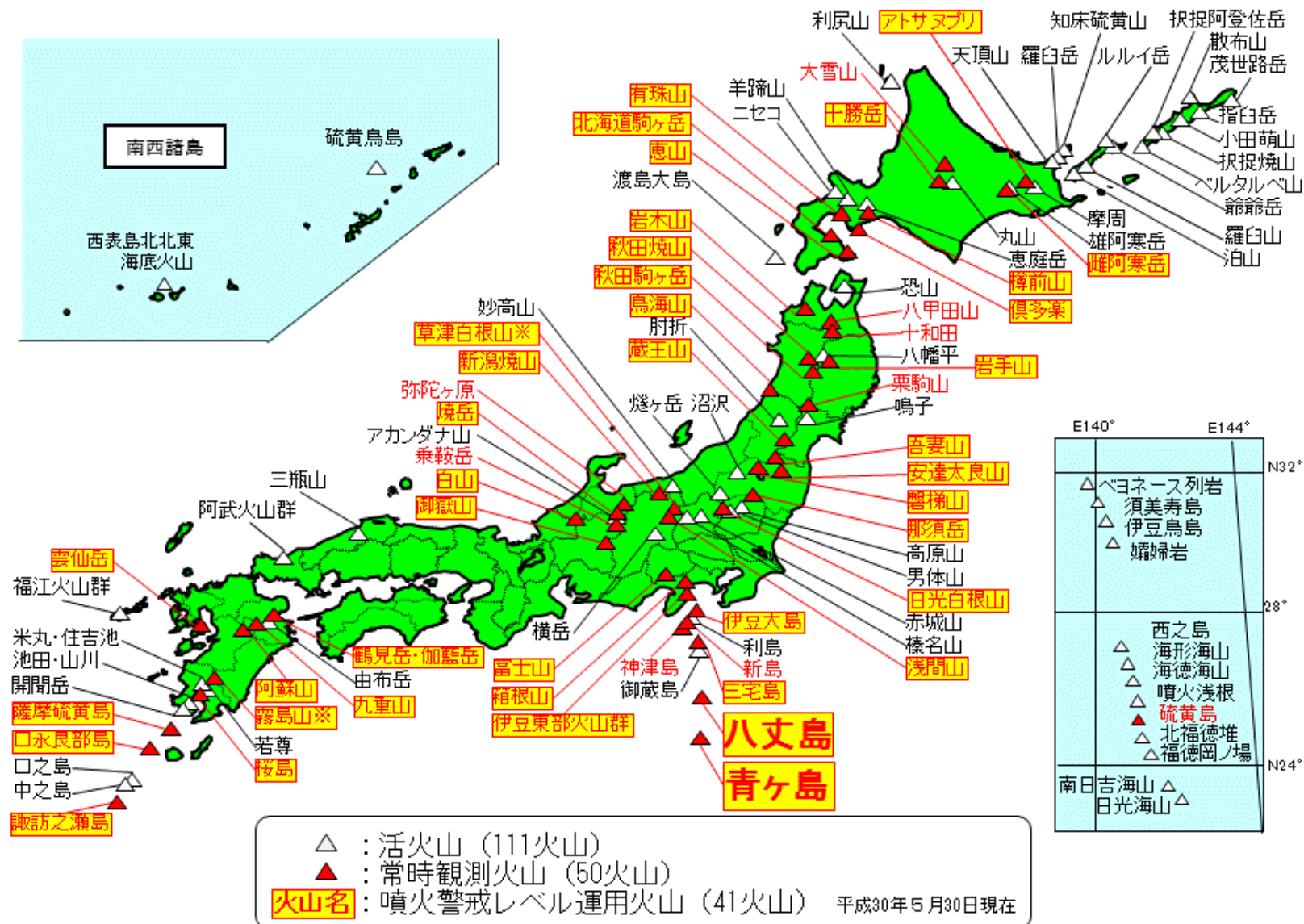
噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標です。

噴火警戒レベルを運用している火山は、これにより全国で 41 火山となります。今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次、噴火警戒レベルを運用していく予定です。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 長谷川

電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648

噴火警戒レベル運用状況



※草津白根山では、白根山（湯釜付近）及び 本白根山を対象とする噴火警戒レベル、霧島山では、えびの高原（硫黄山）周辺、新燃岳 及び 御鉢を対象とする噴火警戒レベルを運用しています。